

広島県告示第七百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年一月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一号	廿日市市串戸一丁目一番五地先から 廿日市市串戸一丁目一番五地先まで	平成二十七年二月二 八日